

令和6年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四面を海に囲まれた海洋国家である我が国にとって、海運・造船・港運・倉庫等の海事産業は、国民生活や経済活動、安全保障を支える上で極めて重要な役割を担っている。我が国貿易量の99.6%を担い、国内産業基礎物資輸送の約8割を担う海上輸送は、社会経済に必要不可欠なインフラであり、我が国の国民生活や経済活動の維持のため、海上輸送の安定的な確保に全力で取り組んでいる。

しかしながら、我が国海事産業は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、激化する国際競争や燃料油価格の高騰等により、依然として厳しい状況にある。さらに昨今の国際情勢に鑑み、経済安全保障といった大きな課題にも対応しつつ、海事産業の国際競争力強化を一層推し進めなければならない状況にある。

こうした状況を踏まえ、我が国海事産業の更なる発展を図るためには、次の税制の実現が強く求められている。

- ・我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障を確立するためには、その中核を担う国際船舶（日本籍船）の増加を促進することが必要であることから、国際船舶にかかる登録免許税の軽減措置を拡充・延長するとともに、固定資産税の軽減措置を延長すべきである。
- ・厳しい経営環境に置かれている事業者にとって、課税による燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与えることから、安定的な国内海上輸送の維持・確保、物流効率化を図るためのモーダルシフトの推進、倉庫業及び鉄道利用運送事業の円滑な運営及び物流の確保等を図るため、船舶等の用途に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すべきである。
- ・物流分野における「2024年問題」等に対応するため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫における整備・機能強化を推進する必要があることから、災害に強く、物流の生産性向上に資する物流施設に係る特例措置の延長等を行うべきである。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の確実な実現を求める。

◎税制における重点要望項目

1. 国際船舶の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の拡充・延長及び固定資産税の特例措置の延長
2. 軽油引取税の課税免除の延長・恒久化
3. 災害に強く、物流の生産性向上に資する物流施設に係る割増償却及び固定資産税等の課税標準の特例措置の延長等（所得税・法人税・固定資産税・都市計画税）

以上